

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第一部 労働者状態

第五編 農家の状態と農民の生活

第一章 農家の経済と家計

第四節 家計費

第221表は、農家が生計を維持するために要した年間の費用を、項目別に表示したものであるが、この費用は、現金支出はもとより、年度末未払金、外部支払現物価額、生産現物家計仕向額、建物などの減価償却額などの合計額から、年度末未払金を差引いたものである、なお、この額には家族以外の雇人に支給した賄費がふくまれているので、純粹の家族の生計費はこの賄費を差引いて計算されている。

まず飲食費をみると、米麦等の主食が飲食費一三八、八三一円の半ば以上をしめているが、これら主食は当然のことであるが大半が現物のまま家計に仕向けられたものである。主食をのぞく食物費では、蔬菜及び漬物、魚介が比較的大きな費用となっているが、いずれも一万円に満たず、とくに肉、卵、乳等に対する支出はわずか五、五五五円という少額で、六人家族一カ年の費用としては、いかに少いかはいうまでもない。(この点は、農民の栄養状態を記述したところで詳述したから参照されたい。)酒、たばこ、茶菓等の嗜好品についても同様である。油脂類がわずか一、三三五円にすぎない点も農民の消費生活状態を示すものとして注目される。

このように家計費総額二八〇、九二八円中飲食費は一三八、八三一円で、エンゲル系数は四九・四である。とくに前述のように、飲食費中、主食費のしめる大きな割合に注意しておきたい。また飲食費中、現物で家計に仕向けられるものが賃率計算して九一、一八〇円と多額にのぼっていることも注意しなければならない。半ば自給自足的なわが農家経済の反映である。

つぎに被服費は三四、八八二円で、当然のことであるが、その大部分は現金支出である。また被服費の内訳をみると、衣料品に対する支出が二九、六七三円で大半を占め、装身具や履物は少額にとどまっている。家計上の光熱費一四、一二八円で、その内薪炭代は一〇、七九五円であるが、この多くは農家の自家生産物をそのまま家計に仕向けて消費するもので、現金支出分は約三〇%に相当する。光熱費中農家にとって特に重い負担と感ぜられるものは電気代(二九六五円)で、全部が現金支出だからである。

住居費は、借地、借家料および住宅の維持、修理をふくめた支出が一八、二二二円となっているが、これは現金支出七、六四九円をのぞく外は大部分が減価償却費である(これは償却資産の当年度償却額に家計使用割合を乗じて計算された)。また家具、什器、諸設備費は一三、一五〇円でこれは大部分が現金として支出される。そして以上の住居費小計は三一、三七二円である。

つぎに保健衛生費は(大部分が現金支出で)一〇、五〇九円、このうち保健衛生関係の物的費用と

して支出されたものが六、五五五円となっている。他は各種のサービス料金である。

農家の生活程度、文化水準を推測せしめる資料となる教養文化費をみると、総額は一九、二〇七円(現金支出一九、〇五五円)である。しかしこの中には交通通信費四、四八三円をふくめて計上されているので、本来の意味の文化教養費は一四、七二四円にすぎない。このうち、その大部分が義務教育にともなう負担たる学校教育費(七、〇四二円)で、残りの七、六八二円が修養娯楽費にあてられているわけである。家族一人当一ヵ年約一、二〇〇円が農民の修養と娯楽のために支出された費用である。その中には、新聞雑誌の購入、映画・観劇等の費用が入るわけであるが、都市勤労者に比べてその家計における支出割合が少いことはいままでもない。

贈答や来客への饗応、会合等の費用は一五、〇一五円で、文化修養費に匹敵する額となっていることは、部落生活におけるおくれた慣習、封建的な「つき合い」に伴う出費が多いためであろう。また臨時雑費として婚姻、諸祝、葬儀費として当年では一万一五八七円の支出となっているが、これも農村の封建的因習による出費が多いためである。同時にまた、このような臨時的な冠婚葬祭が農民にとって一種の休養娯楽、交際の機会となっていることも事実である。

(注)一九五一年度農家経済調査より抽出分析された結果によれば、全国の調査農家一一二戸の平均一戸当り嫁入り費用は一六万一三一八円で、地方別にみると近畿地方二二万六二一四円、東海地方二〇万四六九三円、四国地方二〇万〇二六〇円、北陸信越地方一八万五四八二円、北海道地方一七万三八一七円、中国地方一五万二三五三円、関東地方一五万〇三二三円、東北地方一一万五三四五円、九州地方八万三二二六円となっている。全国的にみて、一〇万円から二〇万円を使うものが最も多く(全体の中で五〇戸)、五万—一〇万円が二七戸、二〇—三〇万円一八戸、三〇—五〇万円一〇戸となっている。また嫁入り費用の農家所得に対する割合を農家の所得階層別にみると、三〇万円以下の所得の農家は、その所得の六六・九%、三〇万円—五〇万円階層では四五・四%、五〇万円以上階層では三二・六%を支出している。所得の低い農家ほど婚礼のために、より多くの費用を投じており、所得の六七%も使うのであるから、いかに農家経済にとって不合理な、大きな出費となっているかがわかる。なおこれらの点についての詳細は、農林省統計調査部「農村の婚礼と葬儀——その費用の形態と社会経済的考察」(一九五四年九月農民教育協会刊)を参照されたい。

以上で家計費合計二八万二七二八円となるが、この中から臨時雇、季節雇、年産業に支出した食事代(賄支給額)一八〇〇円を差引くと、家族家計費は二八万〇九二八円となる。これは一ヵ月平均二万三五七五円強であり、家族人員六・三八人の平均的家計支出額に相当するのである。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
